

グリーンフィンク・メモ

裁判と裁判外紛争解決

— 紛争解決のための多様な制度・手続とそれぞれの特徴 —

理論研究部政治・法制研究室 永福 誠也

1 はじめに

裁判は、国内における私人間の紛争や国際社会における国家間の紛争のような等位者間の紛争を解決するための制度・手続として、最も代表的なものであろう。しかしながら、このような紛争を解決するための制度・手続には裁判以外にも多様なものがあり、それらを総称して裁判外紛争解決制度又は裁判外紛争解決手続と呼ぶ。（英語では、裁判外紛争解決を Alternative Dispute resolution : ADR と呼称している。）仲裁は、裁判外紛争解決の一つであり、昨（2016）年7月、海洋法に関する国際連合条約（以下「国連海洋法条約」という。）に基づいて設置された裁判所が示した「仲裁判断 (award)」も、国際制度上の仲裁、すなわち、国際的裁判外紛争解決手続の一環と言い得る。

他方、当該「仲裁判断」を「判決」と呼称する例が我が国マスコミ等の中で少なからず見受けられたが、「判決」は訴訟行為としての裁判に係るものであり、国連海洋法条約の公定訳でも、“award” は「判決」ではなく、「仲裁判断」となっている。それにもかかわらず、“award” を判決と呼称する事例が少なからず見受けられたのは、裁判と比べ、裁判外紛争解決に関する認知度が我が国では一般的に高くなく、それゆえ裁判とは異なるものであるという意識を持ちにくいからではないかと思われる。

そこで、本稿では、紛争解決制度・手続としての裁判と裁判外紛争解決の意義及び相違点を明らかにするとともに、国内制度と国際制度の下では両者がどのように異なるかも整理してみる。なお、論点の拡散を防ぐため、国内制度については我が国の制度を基調として考察する。

2 裁判

我が国の法制度上、裁判とは、狭義には（訴訟法上は）、裁判所や裁判官の判断や意思表示を内容とする訴訟行為を意味し、広義には、裁判所の公権的活動としての判断・意思表示を指す。また、訴訟とは、当該裁判に係る一連の手続き（紛争当事者の一方が自己に有利な解決（解釈）を裁判機関に求めた場合において、当該裁判機関が法的判断を下して当該紛争当事者間の法的関係を強制的に確定する手続き）を指す。なお、民事裁判、刑事裁判、行政事件裁判というように、訴訟手続き全体を指して訴訟と同義的に裁判と呼ぶ場合もあり、裁判という文言は多義的に用いられているが、仲裁のような裁判外紛争解決の制度・手続と対置される裁判は、あくまで（民事）訴訟としての裁判を指していることに留意する必要がある。さらに、紛争解決制度・手続としての国内制度上の裁判は、「私的紛争の公権的解決」という表現で説明されているように、当事者の意思とは無関係に、権力作用により強制的に紛争解決を図る制度・手続であり、この点において、紛争当事者の意思と合意に基づき解決を図ろうとする裁判外紛争解決制度・手続とは異なることにも留意する必要がある。

他方、国際裁判、すなわち、国家間の紛争を解決するための制度・手続としての裁判の意義に関し、横田喜三郎教授は、「国際裁判は国家間の裁判である。国家間の紛争が起こったときに、それを解決するために国家間の間に行われる裁判である」と説明している。極めて正確な定義・説明と思われるが、同語反復であるため、若干追加的な説明が必要に思える。そこで、国内法上の裁判の定義をあてはめてみると、国際裁判は、「（国際的）裁判機関が法的判断を下して紛争当事者間の法的関係を強制的に確定する手続

きにおける当該裁判機関の判断や意思表示」ということになるが、当該定義中の「法的関係を強制的に確定する手続」という部分、特に「強制的に」という部分は、国際裁判にはあてはまり難いと思われる。なぜならば、国際法上、国家は他の権力に従属することのない最高の支配力を持つ主体であり、国家の当該主体性を維持する上で、国際裁判所の権力作用を認めるような制度は不都合だからである。したがって、国際裁判の実施は、当該裁判の当事者になるという紛争当事国の意思を前提としており、判決内容の履行を強制する制度も担保されていない。

すなわち、国際制度上の裁判は、等位者間の「紛争解決」のための制度・手続であり、かつ、裁判外紛争解決制度・手続と対置されるものであるという点では国内制度上の裁判と同一であるが、国内制度上の裁判が「(私的)紛争の公権的解決」と表現される権力作用である一方、国際制度上の裁判は、権力作用としての性質を持たないという点で、国内制度上の裁判とは異なると言えよう。

我が国では、(私人間の)紛争解決のための制度として、まず裁判の制度が整備され、その後これを補完するものとして裁判外紛争解決の制度が整えられたのに対し、次項で説明するとおり、国際社会では、紛争解決制度として調停等の裁判外紛争解決に関するものが先(1899年)に制度化され、その後国際裁判の制度が整えられていった。しかも、最初の国際司法裁判所(常設国際司法裁判所)の設立は第一次大戦後の1921年であり、国際海洋法裁判所に代って1996年と国際裁判に係る制度確立は歴史的にごく新しい。このように、国家間の紛争を解決するための制度として国際裁判の制度が長く整えられなかったのは、本来裁判が権力作用であり、国家間の紛争という最高の支配力を持つ主体同士の紛争を解決する手段としては基本的になじまないという考えもあったからではないかと思われる。

他方、紛争当事国同士が互いに譲らない場合、歩み寄りを基本に紛争当事国双方の納得をひき出すという裁判外紛争解決、とりわけ斡旋や調停では、解決を図るのが困難であり、また、仲裁も、紛争当時国間の合意により第三者(仲裁人)の判断に拘束力を持たせるものであるものの、訴訟ほど審理手続が精緻では無いため、自国の主張を十分に考慮・検討してもらえるかを懸念し、紛争の程度が高いほど仲裁に付託しようとする意欲が生まれにくくなる可能性がある。したがって国家間の紛争を解決するための制度として裁判外紛争解決の制度を整えたとしても、それだけでは十分でないとの結論に至るのは当然かもしれない。それゆえ、国家間の紛争を解決するための国際制度として最初に裁判外紛争解決の制度が整えられたものの、爾後、権力作用的要素が除かれたとはいえ国際裁判の制度が整えられたのは、ある意味必然だったのかもしれない。

なお、裁判外紛争解決の対置概念としての裁判を行う国際裁判所、すなわち、国家間の紛争を解決するための訴訟を取り扱う国際裁判所として最初に設立されたのは、1921年、国際連盟により設立された常設国際司法裁判所(Permanent Court of International Justice)であり、1945年、国際連合の機関として設立された国際司法裁判所(International Court of Justice)は、常設国際司法裁判所の承継機関である。(常設国際司法裁判所自体は1946年4月に解散された。)国際司法裁判所以外で国家間の紛争に係る訴訟を取り扱う国際裁判所としては、国連海洋法条約に基づき1996年に設立された国際海洋法裁判所(International Tribunal for the Law of the Sea)がある。国際司法裁判所の管轄事項は、紛争当事国が付託する全ての事件及び国連憲章・現行諸条約で特に規定されている事項に及ぶのに対し、国際海洋法裁判所の管轄事項は、国連海洋法条約の解釈又は適用に関する紛争であって、同条約15部(紛争の解決)の規定に従って付託されるもの、及び同条約の目的に関係のある国際協定の解釈又は適用に関する紛争であって当該協定に従って付託されるものである。

3 裁判外紛争解決

裁判外紛争解決とは、国内制度上は民事訴訟(民事裁判)に替わる紛争解決であり、英語の略称を用いてADRと呼ばれることもある。我が国における主要な裁判外紛争解決の制度・手続としては、斡旋、調停、仲裁の三つに関するものが挙げられ、当該手続の実施機関は、裁判所、行政機関、民間機関(民事上

の紛争を解決するための機関として法務大臣の認証を受けたもの。弁護士会、司法書士会、土地家屋調査士会、社会保険労務士会等）の三つに大別される。

裁判の制度・手続とは別個にこのような紛争解決の制度・手続が必要とされる理由として、①訴訟件数の著しい増加による裁判所（裁判機関）の処理能力超過の補完、②紛争解決に要する当事者の時間・費用・労力の負担をなるべく軽減する必要、③紛争当事者が互いに納得し得る解決策を見出し得ること等が挙げられるが、①、②は、理論的には裁判所（裁判機関）の増加や訴訟手続の改善等によって充足し得るものであり、その意味で裁判外紛争解決制度・手続を必要とする根本的・本質的な理由とは言い難く、根本的・本質的理由は③と考えられる。すなわち、裁判のような当事者が納得するか否かとは無関係な権力作用としての強制的紛争解決制度・手続では、片方の当事者が納得しない場合があり、そのような場合、当該者が違法な実力行使に訴えるおそれ等もあり、紛争に勝利した側も安心できないだろう。このような状況を防止するには、当事者間の紛争を円満に解決する必要があり、円満解決のためには紛争当事者双方が解決方法に（満足はできなくても）納得し得ることが必要である。そして、紛争当事者双方が納得するには、相手の意見に耳を傾け、互いに歩み寄ることが必要であろう。しかしながら、歩み寄りを基本に紛争当事者双方の納得をひきだすことは、裁判では基本的に困難であり、それゆえ、これを可能とするには、裁判と別個の制度・手続が必要ということになる。これが、裁判外紛争解決の制度・手続を必要とする根本的・本質的理由と言えよう。

国家間の紛争を解決するための国際的裁判外紛争解決には、国内制度と同様、周旋（good office：国内制度上は斡旋と呼称されている。）、調停等がある。既述のとおり我が国では裁判の制度が整えられた後に裁判外紛争解決の制度が整備されたが、国際制度としては裁判外紛争解決が裁判に先行して整えられた。このように、国内制度としての裁判外紛争解決は、裁判制度を補完するものとして整えられたのに対し、国際制度としての裁判外紛争解決は、国家間紛争解決のための主たる制度としての役割を担っていた。1899年の国際紛争平和処理条約及び1907年の同改正条約は、このような裁判外紛争解決に係る諸手続を国際制度として明示的に示したものであり、具体的な手続として周旋、調停、仲裁等に関するものを規定している。ただし、本条約の公定訳では、フランス語正文の“arbitrage international”を「国際仲裁裁判」、「arbitre」を「裁判官」としており、我が国では、講学上も国際制度としての仲裁は裁判の一つとして伝統的に論じられてきた。しかしながら、フランス法で“arbitrage”は仲裁を意味し、裁判（訴訟）とは別種の制度・手続とされている。また、“arbitre”は「仲裁人」を意味し、“sentence”も英米法では民事事件における判決言い渡しの意味で用いられることもあるが、フランス法では裁判（訴訟）における判決を意味する他、仲裁手続における仲裁人の判断を指す場合もあり、国際紛争平和処理条約中の“sentence arbitrale”という文言を公定訳では「判決」としているが、フランス法の“sentence arbitrale”の定訳は「仲裁判断」である。

また、我が国の裁判所は仲裁を主宰しないものの調停を取り扱っているように、裁判所が裁判外紛争解決を主宰することもあり、国際紛争平和処理条約上、仲裁実施機関が裁判所（常設仲裁裁判所）となっているのは特殊なことではない。他方、裁判所が実施している活動であるとして、仲裁を訴訟（裁判）と同視するのは乱暴ではなからうか。ちなみに、国連海洋法条約の公定訳では、フランス語正文の“arbitrage”は「仲裁」、「arbitres」は「仲裁人」、「sentence」は「仲裁判断」とされている。

なお、国家間の紛争に係る国際的仲裁を扱う機関としては、上述の条約に基づいて設置されている常設国際仲裁裁判所の他、国連海洋法条約付属書IVによって組織される仲裁裁判所、同付属書VIIIによって組織される特別仲裁裁判所があり、2016年の比中仲裁に係る仲裁判断は、既述のとおり当該国連海洋法条約付属書IVによって組織された裁判所により示された。ちなみに、仲裁に際しては、我が国の制度上も国際制度（国際紛争平和処理条約）上も、紛争当事者間で当該紛争を仲裁に付託すること等を約するのが前提であるところ、先の比中仲裁においては、中国は仲裁に一切関与しないとしたため、当該合意がなされていないかのように見える。しかしながら、国連海洋法条約では、287条3項において、締約国が解決の方

法を特に指定されていない紛争の当事者であるような場合には、「付属書Ⅷに定める仲裁手続を受け入れているものとみなされる」という規定があり、当該規定に基づき裁判所は手続を進めた。

4 おわりに

私人間の権利・義務等に係る紛争に関連し、私人が自らの権利を守るため実力を行使するいわゆる「自力救済」は、社会の平穏と安定の妨げになるという観点から、我が国においては認められていない。そのかわり、当該紛争を解決するための公的手段として、裁判と裁判外紛争解決の制度が設けられている。

他方、国家を超える統一的な権力主体が存在しない国際社会においては、国家が自国の権利を守るため実力を行使することは、(国内法上の自力救済に相当する)「自助 (self-help)」として、伝統的に認められてきた。かつて、戦争が国際法上合法なものとされていたのも、このような事情を背景としていた。しかしながら、「自助」として実力行使がなされること、とりわけ武力行使がなされることは、国際社会の平和と安定の観点から望ましくないため、20世紀に入ると、武力行使のような実力行使は国際法上規制されるとともに、「自助」に訴えずとも各国家が自国の権利を守りうる制度の確立が進められた。国家間の紛争を解決するための国際制度として裁判や裁判外紛争解決の仕組みが整えられたのには、以上のような背景がある。これらのことを踏まえると、裁判や裁判外紛争解決の制度が設けられている究極の目的は、社会の平和と安定を確保することにあると言える。

また、紛争当事者となった場合、迅速かつ円満に紛争を解決する必要があり、そのためには、適切な紛争解決の手続を迅速に見いだすことも必要であるが、これまでの説明から明らかなように、各紛争解決手続には、それぞれ長所と短所があり、どれが最適かは紛争の種類、性質、程度に応じて都度個別に判断するほかない。したがって、対立者・対立国との紛争が予想される場合、裁判や裁判外紛争解決の手続について研究しておくことも肝要だろう。

(2017年4月21日脱稿)

本稿の見解は、防衛研究所を代表するものではありません。無断引用・転載はお断り致します。

ブリーフィング・メモに関するご意見・ご質問等は、防衛研究所企画部企画調整課までお寄せ下さい。

防衛研究所企画部企画調整課

外 線 : 03-3260-3011

専用線 : 8-6-29171

FAX : 03-3260-3034

※防衛研究所ウェブサイト : <http://www.nids.mod.go.jp>